教育プラン

令和4年4月1日現在

商	品	名	教育プラン
ごいた	利だける	用方	・満18歳以上の方。 ・(一社)しんきん保証基金の保証を受けられる方。 ・申込される方の子弟、孫、扶養親族が就学する場合に限ります。 の対象となる学校は、国内・海外を問わず学校(教育施設)と呼称されるものと致します。 (予備校・小中学校・幼稚園・保育園も含みます) ・安定継続した収入のある方。 ・本件申込金額と当金庫取扱分および他金庫取扱分を含めた基金保証付消費者ローンの利用残高合計が 3,000万円以内の方。 ・個人信用情報センターに照会を行ない事故の無い方。
お使	 しいみ	ち	 ①. 前記、学校(教育施設)への1年分の納付金。 ②. 就学に付随してかかる1年分の付帯費用。(100万円を上限といたします) ※「付帯費用」とは、教材代、引越費用、下宿費用(敷金・礼金・家賃)、交通費、受験費用など。 ※上記、①・②は、申込日時点で支払日から3ヶ月以内のものに限り、支払済(振込済)の資金も 対象と致します。 ③. 上記、①または②を使途として当金庫を含む金融機関、日本政策金融公庫および信販会社(消費者金融は除く)から借り入れたローンの借換え資金(基金保証付教育カードローンは除く)および借換えに伴う繰上完済にかかる手数料。
ご融	資限度	額	・1, 000万円以内。
ご利	用期	間	・16年以内。
ご融	資 利	率	・固定制金利とします。(保証料込)
ご返	済方	法	・元金均等償還または元利均等償還のいずれかとします ・ご融資額の50%以内でボーナス併用償還をご利用できます
保	証	人	・(一社)しんきん保証基金の保証付となります。 ・個人保証は不要です。
苦情	処理措	置	 ・本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または総務グループ (9時~17時、電話:0164-22-1216) にお申し出ください。また、全国しんきん相談所 (9時~17時、 電話:03-3517-5825)、北海道地区しんきん相談所 (9時~17時、電話:011-221-3273) でも苦情等のお申し出を受け付けています。 ・詳しくは、上記総務グループへご相談ください。
紛争	解決措	置	・東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター、並びに札幌弁護士会(電話:011-251-7730)の紛争解決センターで紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは当金庫営業日に上記総務グループまたは全国しんきん相談所(9時~17時、電話:03-3517-5825)、並びに北海道地区しんきん相談所(9時~17時、電話:011-221-3273)にお申し出ください。 ・また、お客さまから、各弁護士会に直接お申出いただくことも可能です。 ・なお、東京の三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。 ・詳しくは、東京の三弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫総務グループにお問合わせ下さい。
そ	の	他	・ご不明の点につきましては、窓口へお気軽にお問合せ下さい。